

管理番号 No.

重要事項説明書

(訪問看護)

契約者： _____ 様

事業者：株式会社 to all

事業所：to nurse 訪問看護ステーション

to nurse 訪問看護ステーション 重要事項説明書

(介護予防) 訪問看護サービスの提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1 指定(介護予防)訪問看護事業者(法人)について

| | |
|-------|----------------------------|
| 事業者名称 | 株式会社 to all |
| 代表者氏名 | 代表取締役 東 裕三 |
| 本社所在地 | 石川県金沢市古府1丁目185番地 修和テナント1号室 |
| 電話番号 | 076-225-4501 |

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

| | |
|--------------------|---|
| 事業所名称 | to nuruse 訪問看護ステーション |
| 介護保険指定 事業所番号 | 1760191831 |
| 事業所所在地 | 石川県金沢市古府1丁目185番地 修和テナント1号室 |
| 連絡先 相談担当者名 | (電話) 076-225-4501 (FAX) 076-225-4502 |
| 管理者の氏名 | 村田 早苗 |
| 事業所の通常の 事業の実施地域 | 金沢市、野々市市、白山市、津幡町、内灘町 |

(2)事業の目的及び運営の方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 株式会社 to all が設置する to nurse 訪問看護ステーションにおいて実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定(介護予防)訪問看護の提供を確保することを目的とする。 |
| 運営の方針 | <ul style="list-style-type: none">・利用者がその有する能力に応じ可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を図るものとする。・利用者の(要支援)要介護状態の軽減、悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。・地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 |

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

| | |
|----------|--------------------------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く） |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| サービス提供時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |

(4)事業所の職員体制

| 職種 | 常勤 | | 非常勤 | | 備考 |
|-------|------|----|-----|----|---------|
| | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | |
| 管理者 | | 1 | | | 訪問看護師兼務 |
| 訪問看護師 | 看護師 | 1 | 1 | 4 | 管理者兼務 |
| | 准看護師 | | | | |
| 理学療法士 | | | 3 | | |

3 指定（介護予防）訪問看護の内容

(1)心身状態の把握

居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等への参加や医療機関との連携を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

(2)（介護予防）訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族等への説明をします。

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な内容を記載します。

(3)（介護予防）訪問看護計画書に基づく指定（介護予防）訪問看護の提供をします。

（訪問看護サービス内容の例）

- ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症高齢者等の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

※訪問看護提供時の留意事項

訪問時看護師は感染予防のため手洗いをさせていただきます。また、必要時手袋やエプロン、マスク等を着用させていただく場合があります。看護師が使用する物品は事業所で用意いたします。

また、（介護予防）訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。ご契約後、状態変化により新たに医療用品等が必要になった場合、事業者は利用者の同意を得たうえで請求いたします。

(4)指定（介護予防）訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行います。

(5)（介護予防）訪問看護報告書を作成します。

(6)主治医及び介護支援専門員に対し、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を提出します。

4 利用の変更、中止

- (1)利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用の変更や中止がある場合はお知らせください。入院（入所）となった場合もお知らせください。
- (2)サービスの利用の変更に対して事業者及び訪問看護師等の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能な日時を利用者に提示して相談させていただきます。
- (3)緊急訪問ではなく定期訪問を実施している場合、予約中止を希望の際は提供時間の2時間前までに連絡していただきます。2時間を切った後の連絡または無連絡の場合はキャンセル料として、2000円をいただきます。

5 身分証携行義務

訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

6 訪問看護記録の開示

- (1)事業者は、サービス提供記録をその完結の日から5年間保管し、利用者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付し開示するものとします。
- (2)利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

7 緊急時等における対応方法

- (1)訪問看護師等は、指定（介護予防）訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。
- (2)事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (3)事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。
- (4)事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

【緊急連絡先】

| | | |
|---|----|--------|
| ① | 氏名 | 続柄 () |
| | 住所 | |
| | 電話 | |
| ② | 氏名 | 続柄 () |
| | 住所 | |
| | 電話 | |

| | |
|------|--|
| 医療機関 | |
| 主治医 | |
| 電話 | |

8 利用料の支払い

利用者は、以下の利用料金等を基に計算された月毎の合計金額を翌月 22 日にお届けいただいている金融機関口座から自動引き落としでお支払いとなります。(別途、自動引き落としの手続きをさせていただきます。)自動引き落とし以外の場合は、翌月末日までに振込みにてお支払いとなります。事業者は、入金確認後、領収書を発行します。

9 その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

介護保険の指定(介護予防)訪問看護を利用の場合、保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

(1)サービス提供地域外での交通費

- ①実施地域を越えた地点から片道 2 キロメートル未満 540 円(税込)
- ②実施地域を越えた地点から片道 2 キロメートル以上 1,080 円(税込)

10 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族等に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者またはその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者またはその家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の保護について

①事業者は、医療・介護サービス提供を行う為に、個人情報を収集する時はその利用目的を明確にし、目的を達成する為に必要な範囲内で適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

②利用の制限について、事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的を特定し書面により同意されたものについてのみ利用します。また利用目的以外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとします。個人情報の利用目的は、以下の通りです。

○医療・介護関係事業者内部での利用目的

事業者が利用者等に提供する医療・介護・保険事務
入退所等の管理・会計・経理・事故等の報告

○他の事業者等への情報提供

事業者が利用者等に提供するサービスのうち

利用者に居宅サービス等を提供する他の居宅サービス事業者や医療機関、居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議、治療経過の画像及び記録等)照会への回答

医療・介護保険事務のうち

審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答、損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出等

○上記以外の利用

医療機関・介護保険事業所等において行われる学生実習の協力

行政機関・医療関係事業者・介護関係事業者間等の研修会、研修会等への発表の資料

③事業者は、利用者またはその家族等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

④事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

11 サービス提供、虐待防止に関する相談、苦情について

(1)苦情処理の体制及び手順

① 提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者及びその家族等からの相談及び苦情を受けつけるための窓口を設置します。

| | |
|---|--|
| 【事業者の窓口】 株式会社 to all to nurse 訪問看護ステーション | 所在地 金沢市古府一丁目 185 番地 修和テナント 1 号室 TEL076-225-4501 FAX076-225-4502 受付時間 8：30～17：30（土日祝は休み） 担当者 村田 早苗（管理者） |
|---|--|

② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応する為の体制及び手順は以下の通りとします。

○苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の看護師からも事情を確認します。

○苦情内容については状況に応じ、事業者の職員全員で検討会議を行います。

○検討の結果等を踏まえて、早急に対応をさせていただきます。

○記録を保管し、再発防止と今後の改善に役立てます。

(2)その他苦情申立の窓口

| | |
|------------------------------------|---|
| 【市町（保険者）の窓口】 金沢市役所 福祉健康局 介護保険課 | 所在地 金沢市広坂1-1-1 電話番号 076-220-2264 FAX 076-220-2559 受付時間 9:00~17:45(土日祝は休み) |
| 【市町（保険者）の窓口】 野々市市役所 健康福祉部 介護長寿課 | 所在地 野々市市三納1-1 電話番号 076-227-6066 FAX 076-227-6252 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み) |
| 【市町（保険者）の窓口】 白山市役所 健康福祉部 長寿介護課 | 所在地 白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9529 FAX 076-275-2211 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み) |
| 【市町（保険者）の窓口】 津幡町役場 福祉課 介護保険係 | 所在地 河北郡津幡町字加賀爪二3番地 電話番号 076-288-2416 FAX 076-288-4354 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み) |
| 【市町（保険者）の窓口】 内灘町 介護福祉課 | 所在地 河北郡内灘町大学1丁目2-1 電話番号 076-286-6703 FAX 076-286-0617 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み) |
| 【公的団体の窓口】 石川県国民健康保険団体連合会 | 所在地 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎4階 電話番号 076-231-1110 FAX 076-231-1601 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み) |
| 【公的団体の窓口】 石川県福祉サービス運営適正化委員会 | 所在地 金沢市本多町3丁目1番10号 電話番号 076-234-2556 FAX 076-234-2558 受付時間 9:00~17:00 |

本書面の内容を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名、捺印の上 各1通を保有するものとします。

指定（介護予防）訪問看護の提供の開始に際し、重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービスの内容、重要事項、及び個人情報保護についての説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者住所 石川県金沢市古府1丁目185番地 修和テナント1号室
事業者名 株式会社 to all
事業所住所 石川県金沢市古府1丁目185番地 修和テナント1号室
事業所名 to nurse 訪問看護ステーション

説明者名

印

私は、重要事項説明書に基づいて、（介護予防）訪問看護サービスの内容、重要事項についての説明を受け、指定（介護予防）訪問看護の提供開始に同意しました。

また、個人情報保護について説明を受け、個人情報の利用について同意いたします。

令和 年 月 日

契約者 住 所

(利用者) 氏 名

印

電話番号

代理人 住 所

(家族代表) 氏 名

印

電話番号

続 柄

連帯保証人 住 所

(家族代表) 氏 名

印

電話番号

続 柄

自己負担額の軽減制度

訪問看護ステーションの自己負担額が高額になるご利用者の負担を、軽減する以下の制度があります。それぞれの運用には自己負担上限額などが定められています。申請や詳細は、加入している保険者や自治体にお問い合わせください。

「医療保険：高額療養費」

訪問看護ステーションの利用料は1か月の上限額まで支払いが必要ですが、同じ月の別の医療機関等での自己負担と合算され、上限額以上は償還払いとなります。

○69歳以下の方 ※「限度額適用認定証」の申請が必要

| 適応区分（年収） | 1月の上限額（世帯） |
|----------------|---|
| 約1,160万円～ | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回 140,100円】 |
| 約770万円～1,160万円 | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回 93,000円】 |
| 約370万円～770万円 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回 44,400円】 |
| ～約370万円 | 57,600円【多数回 44,400円】 |
| 住民税非課税 | 35,400円【多数回 24,600円】 |

○70歳以上の方

| 適応区分 | 外来(個人ごと) | 世帯ごと(外来+入院) |
|---------------------|---|----------------------|
| 現役並所得者(課税所得690万円以上) | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回 140,100円】 | |
| 現役並所得者(課税所得380万円以上) | 267,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回 93,000円】 | |
| 現役並所得者(課税所得145万円以上) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回 44,400円】 | |
| 一般 | 18,000円 年間上限 (144,000円) | 57,600円【多数回 44,400円】 |
| 住民税非課税低所得Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 住民税非課税低所得Ⅰ(80万円以下) | 8,000円 | 15,000円 |

「介護保険：高額介護（介護予防）サービス費」

| 区分 | 1か月の負担の上限額 |
|--------------------------------|----------------------------|
| 現役並み所得相当の人がいる世帯 | 44,400円(世帯) |
| 市区町村民税課税世帯 | 44,000円(世帯)年間上限(446,400円) |
| 市区町村民税非課税世帯の人 | 24,600円(世帯) |
| 前年度の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下 | 24,600円(世帯) 15,000円(個人) |

「高額医療・高額介護合算制度」

医療保険と介護保険の年間自己負担額が高額になった場合に、その合計額から基準額を超えた額を支給し、負担を軽減する仕組みです。

○70歳未満の方

| 基礎控除後の総所得金額等 | 基準額 |
|----------------|-------|
| 901万円超 | 212万円 |
| 600万円超 901万円以下 | 141万円 |
| 210万円超 600万円以下 | 67万円 |
| 210万円以下 | 60万円 |
| 住民税非課税世帯 | 34万円 |

○70歳以上の方

| 適用区分 | 基準額 |
|--------------------|-------|
| 年収約1,160万円～ | 212万円 |
| 年収約770万円～1,160万円 | 141万円 |
| 年収約370万円～770万円 | 67万円 |
| 一般(年収156万円～約370万円) | 56万円 |
| 住民税非課税 | 31万円 |
| 住民税非課税(所得が一定以下) | 19万円 |

※その他難病の医療費助成制度や生活保護等の公費負担、身体障がい者の医療費助成制度などが適応になる場合があります。

訪問看護料金表

令和6年4月1日現在

| 介護保険（介護予防）訪問看護費 | 医療保険 訪問看護療養費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|-------------|------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|------|--------|-------------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------------|--------|--------|----------------------------|----|--------|--------|----|--------|--------|------|---------|--------|
| <p>原則として1割（一定の所得がある方は、所得に応じて2割または3割）の自己負担</p> <p style="text-align: center;">（介護） （予防）</p> <p>(1)20分未満 313単位 302単位</p> <p>(2)30分未満 470単位 450単位</p> <p>(3)1時間未満 821単位 792単位</p> <p>(4)1時間30分未満</p> <p style="text-align: center;">1125単位 1087単位</p> <p>○准看護師の訪問 所定額の90/100</p> <p>○理学療法士等の訪問は1回20分以上293単位(介護予防:283単位)、1日2回を超えた場合は1回90/100算定、週6回限度</p> <p>※理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心として、看護師の代わりにさせる訪問</p> <p>○同一敷地内建物等の利用者、またはそれ以外の範囲の同一建物の利用者（20人以上/月）への訪問看護 所定額の90/100</p> <p>○同一敷地内建物等の利用者（50人以上/月）への訪問看護 所定額の85/100</p> <p>○早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)加算 単位数の25%</p> <p>○深夜(22時～6時)加算 単位数の50%</p> <p>○複数名訪問加算(Ⅰ)</p> <p>・看護師等と同時に訪問</p> <p style="text-align: center;">30分未満 254単位</p> <p style="text-align: center;">30分以上 402単位</p> <p>○複数名訪問加算(Ⅱ)</p> <p>・看護補助者と同時に訪問</p> <p style="text-align: center;">30分未満 201単位</p> <p style="text-align: center;">30分以上 317単位</p> <p>○長時間訪問看護加算 300単位/回</p> <p>◎緊急時訪問看護加算 574単位/月</p> <p>※緊急訪問は所要時間に応じた単位数を算定（早朝夜間深夜加算は2回目以降算定可）</p> <p>◎特別管理加算(Ⅰ) 500単位/月</p> <p>（在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態）</p> | <p>保険の負担割合によって費用の1～3割が自己負担</p> <p>1 訪問看護基本療養費(Ⅰ)</p> <p>・保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士</p> <p>週3日まで5,550円/日（准看護師5,050円）</p> <p>週4日以降6,550円/日（准看護師6,050円）</p> <p>・緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師(訪問看護管理療養費なし、月1回限度) 12,850円/日</p> <p>2 訪問看護基本療養費(Ⅱ)</p> <p>※2人まで訪問看護基本療養費(Ⅰ)と同じ（同一建物居住者で同一日3人以上訪問）</p> <p>・保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士</p> <p>週3日まで2,780円/日（准看護師2,530円）</p> <p>週4日以降3,280円/日（准看護師3,030円）</p> <p>3 訪問看護基本療養費(Ⅲ)</p> <p>外泊中（入院期間中）の訪問看護 8,500円/日</p> <p>○緊急訪問看護加算 2,650円/日</p> <p>○難病等複数回訪問加算</p> <table border="1" data-bbox="784 1140 1448 1270"> <tr> <td>同一建物居住者で同一日</td> <td>1～2人</td> <td>3人以上訪問</td> </tr> <tr> <td>2回/日</td> <td>4,500円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3回/日以上</td> <td>8,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> <p>○長時間訪問看護加算 5,200円/回</p> <p>○乳幼児加算(6歳未満) 1,500円/日</p> <p>○複数名訪問看護加算</p> <table border="1" data-bbox="784 1392 1448 1711"> <tr> <td>同一建物居住者で同一日</td> <td>1～2人</td> <td>3人以上訪問</td> </tr> <tr> <td>看護師等(週1日限度)</td> <td>4,500円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>准看護師(週1日限度)</td> <td>3,800円</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>看護補助者(週3日限度)</td> <td>3,000円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">厚生労働大臣が定める者の場合 (週4日以上可)</td> <td>1回</td> <td>3,000円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>6,000円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>3回以上</td> <td>10,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </table> <p>○夜間・早朝訪問看護加算 2,100円/日</p> <p>○深夜訪問看護加算 4,200円/日</p> <p>○訪問看護管理療養費</p> <p style="text-align: center;">月の初日7,440円/日 2日目以降3,000円/日</p> | | 同一建物居住者で同一日 | 1～2人 | 3人以上訪問 | 2回/日 | 4,500円 | 4,000円 | 3回/日以上 | 8,000円 | 7,200円 | 同一建物居住者で同一日 | 1～2人 | 3人以上訪問 | 看護師等(週1日限度) | 4,500円 | 4,000円 | 准看護師(週1日限度) | 3,800円 | 3,400円 | 看護補助者(週3日限度) | 3,000円 | 2,700円 | 厚生労働大臣が定める者の場合 (週4日以上可) | 1回 | 3,000円 | 2,700円 | 2回 | 6,000円 | 5,400円 | 3回以上 | 10,000円 | 9,000円 |
| 同一建物居住者で同一日 | 1～2人 | 3人以上訪問 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2回/日 | 4,500円 | 4,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3回/日以上 | 8,000円 | 7,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同一建物居住者で同一日 | 1～2人 | 3人以上訪問 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護師等(週1日限度) | 4,500円 | 4,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 准看護師(週1日限度) | 3,800円 | 3,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護補助者(週3日限度) | 3,000円 | 2,700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 厚生労働大臣が定める者の場合 (週4日以上可) | 1回 | 3,000円 | 2,700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2回 | 6,000円 | 5,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3回以上 | 10,000円 | 9,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎特別管理加算(Ⅱ) その他 250 単位/月 ◎初回加算(新規利用者・初月) 300 単位/月 ◎退院時共同指導加算 600 単位/回 ○看護・介護職員連携強化加算 250 単位/月 ◎訪問看護ターミナル加算 2,000 単位/回 ※介護予防訪問看護は算定不可 ○看護体制強化加算 (要件を満たした場合) (Ⅰ) 550 単位/月 (Ⅱ) 200 単位/月 ◎は区分支給限度基準額の枠外加算 ※金沢市と内灘町に所在する事業所は 1 単位 が 10.21 円で計算されます。 | <ul style="list-style-type: none"> ※機能強化型の要件を満たした場合(月の初日) 1:12,530 円/日 2:9,500 円/日 3:8,470 円/日 ○24 時間対応体制加算 (月 1 回限度) 6,400 円/月 ○退院時共同指導加算 8,000 円/回 ○特別管理指導加算 2,000 円/回 ○退院支援指導加算(退院日) 6,000 円/回 ○在宅患者連携指導加算(月 1 回限度) 3,000 円/回 ○緊急時等ケアファースト加算 (月 2 回限度) 2,000 円/回 ○特別管理加算(月 1 回限度) 厚生労働大臣が定める状態等 5,000 円/月 その他 2,500 円/月 ○看護・介護職員連携強化加算(月 1 回限度) 2,500 円/月 ○訪問看護情報提供療養費(月 1 回限度) 1,500 円/回 ○訪問看護ターミナル療養費 25,000 円/回 |
|---|---|